

48

開かれた司法へ一歩

判決内容は完勝

傍聴メモ訴訟

喜ぶ原告のレペタさん

法廷の「無用の垣根」を外国人の訴えが取り払った。法廷でのメモの自由を打ち出した八日の最高裁大法廷判決。米国人弁護士が投げかけた素朴な疑問が、裁判公開のあり方をめぐって法曹界に大きな波紋を広

げ、ついに傍聴メモの原則禁止を逆転させた。「これでだれでもメモが取れます。立派な判決です」と喜ぶ原告のローレンス・レペタさんだが、何事につけ、「法廷の尊厳を持ち出し、硬直的と批判も多い日本の

裁判所。開かれた司法への課題はまだ多い。国家賠償請求訴訟としては敗訴したが、レペタさんにとって判決内容は完全勝訴だった。判決は「裁判所としては、今日においては、傍聴人のメモに関し配慮を

欠くに至っていることを率直に認め」と、異例の表現を使ってこれまでの対応のまずさを反省。その上で「今後は、傍聴人のメモを取る行為に対し、配慮することが必要とされることを認めなければならぬ」と、メモ

を取る権利の保護を明記した。

「裁判長、傍聴人のメモはなぜ認められないのですか」。レペタさんが東京地裁の傍聴席から裁判長にこう問いかけたのは昭和五十八年十二月。たび重なるメモの不許可処分は、業を煮やしての「直訴」だった。四十七年に米軍人として来日。その後、日本に留学

読売(夕)
3/8/89
P.19

最高裁に入るローレンス・レペタさん（けさ9時半）



して日本の経済法を研究し、石油やミカルテル事件や日米自動車問題に関する論文を発表している「日本通」だ。そのレペタさんにとって、日本の証券市場を研究する格好の材料となったのが、兜町を揺るがした仕手戦に絡む大型脱税事件「誠備事件」の裁判だった。

判決後、記者会見したレペタさんは、きれいな日本語で開口一番「きょうは非常に喜んでいきます」とニコニコリ。「日本の最高裁は五年間、私たちがやり続けてきたことが正しいと認めました。世界的にも模範的な判決です」と胸を張った。

「裁判所だけでなく、他の政府機関も、公開主義でいくよになれば、きょうの最高裁判決の精神が生かされます」と日本の「お役所」全体の姿勢にもチクリとひとこと。

同席した弁護士は、このような訴訟が外国人から起こされたことについて「外国人でも日本人でも同じですが、ただ、レペタさんの前に日本人がこの問題提起

をしてよかったのではないかと感じます」と答えた。傍聴を始めたのは五十七年十月。しかし、専門的な株式用語が飛び交う公判は、メモなしでは理解が難しく、再三、裁判長に許可申請を出したが、理由を示されることなく、すべて不許可になった。

さる一月二十五日、最高裁大法廷の口頭弁論で「メモの自由をこの法廷が保障することこそ、世界における日本の地位にふさわしいと確信する」と訴えたレペタさん。この日の判決に「立派な判決です」と満足をうな表情を見せた。

常識では当たり前

評論家、塩田丸男さんの話「原則自由を打ち出すとは予想していなかったので評価したい。しかし、裁判でメモが取れるのは社会常識からすれば当たり前のこ

と。当たり前のことがやると認められたのだが、それが外国人の訴えによったということは日本人として反省しなくてはならない」

いい判決だと思っ
同様の傍聴メモ訴訟を起
こしている作家、佐木隆三
さんの話「最高裁判決は、
表現の自由に最大の配慮を
示し、一般傍聴人がメモを
取ることも原則自由だと認
めた。いい判決だと思っ
ている。さよう午後にも法
廷に行って、まずメモ帳を
出してみたい」